

新	旧
<p>(災害危険区域の指定)</p> <p>第3条 法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域として指定された区域を除く。)</u>と同一の区域とする。</p>	<p>(災害危険区域の指定)</p> <p>第3条 法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域と同一の区域とする。</p>